

第27号議案

令和8年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	155床	療養病床	40床	計	195床
(2) 年間入院外来患者数	入院	57,744人	外来		60,484人	
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	158.2人	外来		250.9人	
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費				58,134千円	
	器械備品購入費				128,060千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	病院事業収益	4,858,431千円
第1項	医業収益	3,518,027千円
第2項	医業外収益	1,340,403千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	病院事業費用	5,586,803千円
第1項	医業費用	5,500,845千円
第2項	医業外費用	69,558千円
第3項	特別損失	5,400千円
第4項	予備費	11,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	585,360千円
第1項	企業債	437,800千円
第2項	他会計出資金	147,466千円
第3項	他会計負担金	94千円

(支出)

第1款	資本的支出	585,360千円
第1項	建設改良費	186,194千円
第2項	企業債償還金	399,166千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
医事業務	令和 8年度分	令和9年度	48,230
リネン等賃借料（牡鹿医療センター分）		令和8年度から 令和11年度まで	8,409

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院医療 機器等整備事業債	114,000	普通貸借又は 証券発行 (ただし、 登録債)	5.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30 年以内に借入先の融通条件に従い 元利均等償還又は元金均等償還に より償還する。ただし、融通条件 又は財政の都合により償還年限の 短縮又は借り換えをすることがで きる。
石巻市立病院附属 牡鹿医療センター 設備改良事業債	58,100			
石巻市立病院附属 牡鹿医療センター 医療機器等整備事 業債	14,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち第1項医業費用、第2項医業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,801,421千円
(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 医師確保対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、441,807千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、500,010千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び装置	クラウド型PACSシステム	一式	石巻市立病院

令和8年2月10日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決